

三重大学ネーミングライツ事業公募要領（第1回）

国立大学法人三重大学（以下「本学」という。）は、「国立大学法人三重大学ネーミングライツ事業規程」に基づき、本学の保有する施設等の有効活用を通じて、法人及び法人以外の団体又は個人事業主（以下「法人等」という。）との連携の機会を拡大するとともに、財務基盤強化による教育研究環境の向上を図ることを目的として、ネーミングライツ事業を実施する法人等を以下のとおり公募します。

1. ネーミングライツ事業とは

契約により、本学が法人等に、本学の施設等の愛称等を決定する権利である命名権を付与し、命名権を付与された法人等からその対価として命名権料を得る事業をいいます。

2. 対象施設等

対象施設名 「交流ホール」（総合研究棟ⅡA棟） 2階（室面積69㎡）

施設概要 総合研究棟ⅡA棟2階にあり、日本人学生と外国人留学生が交流できるスペースとして利用されています。

3. 命名権等の付与期間及び命名権料

① 命名権等の付与期間 原則3年以上5年以内（更新可能）

② 命名権料 基準価格300千円/年（消費税及び地方消費税は別途。）

なお、基準価格は大学としての希望額であり、これを下回る応募も可能です。
ただし、応募金額は審査項目となっているため、審査の際に評価します。

4. 応募方法

(1) 提出書類

- ① ネーミングライツ事業申込書（別紙1）
- ② 法人等の概要を記載した書類（会社概要など）
- ③ 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- ④ 法人の登記事項証明書（発行3ヶ月以内のもの）
- ⑤ 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
- ⑥ 国税、地方税等を滞納していないことを証する書類（納税証明書など）
- ⑦ その他公募要領において必要とする書類（デザイン及び配置がわかる書類等）

(2) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）にて提出

(3) 応募期限

令和6年1月17日(水) ※延長の可能性有り

郵送の場合は必着

(3) 提出先

三重大学 財務部 財務企画チーム 総務・監査担当

〒514-8507 三重県津市栗真町屋町1577

5. 応募資格

以下の各号に該当しない法人等が応募できるものとします。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- ② 行政機関から行政指導受け、改善がなされていないもの
- ③ 社会問題を起こしているもの
- ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの
- ⑤ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営むもの（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定するものを除く。）
- ⑥ 賭け事に関する業種に属する事業を行うもの
- ⑦ 政治団体
- ⑧ 宗教団体
- ⑨ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの
- ⑩ 国税、地方税等を滞納しているもの
- ⑪ その他ネーミングライツ事業に応募する法人等として適当でないと本学が認めるもの

6. 命名権等の付与について

(1) 愛称等

- ① 命名する愛称等は、対象となる施設等の運営に支障を及ぼさないものとします。
- ② 大学の施設にふさわしい愛称等として、以下に該当するものは使用できません。
 - 1) 法令等に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - 2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - 3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
 - 4) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの
 - 5) 社会問題についての主義主張のあるもの
 - 6) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
 - 7) 求縁又は男女の交際、通信等に関するもの
 - 8) 本学の信用又は品位を害するおそれがあるもの
 - 9) 詐欺的な取引その他正当な取引とは認められない取引に関するもの
 - 10) 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれがあるもの

- 11) たばこの広告又は喫煙を促すもの
- 12) アルコール飲料の広告又は飲酒を促すもの
- 13) 良好な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれのあるもの
- 14) 集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるもの
- 15) その他愛称等として適当でないと本学が認めるもの

③ 対象となる施設等の正式名称は変更せず、愛称等を命名することとし、原則、契約期間中は愛称等の変更をすることはできません。また、必要に応じて、正式名称を併用させていただくことがあります。

(2) ネーミングライツパートナーの特典

ネーミングライツパートナーには次の特典があります。なお、特典等の権利を第三者に譲渡、転貸することはできません。

- ① ネーミングライツパートナーは、ネーミングライツ事業に係る施設等にサイン等を設置できます。サイン等の内容（デザイン、大きさ）、設置場所及び設置方法等は本学と協議が必要です。また、施設指定型及びスペース指定型で契約したネーミングライツパートナーについては、1ヶ所のみマガジンラックを設置することができます。
- ② 本学の公式ウェブサイト等において、ネーミングライツパートナーを紹介します。
- ③ ネーミングライツパートナーは、本学のネーミングライツパートナーであることをPRすることができます。
- ④ その他、希望される附帯条件等があれば応募時に提案することができます。

7. 愛称等の表示、使用等に伴う費用負担

- ① サイン等の設置、変更及び維持管理にかかる経費（通信費や光熱水料等を含む）、命名権等の付与期間終了後の原状回復に必要な費用は、ネーミングライツパートナーの負担とします（ネーミングライツ料とは別に負担願います）。
- ② 愛称等の使用開始日において、サイン等の設置等が完了していない場合においても、契約期間及びネーミングライツ料に変更はありません。
- ③ 契約締結後に作成する本学広報誌及び公式ウェブサイト等への掲載は、本学の負担により行います。

8. 現場説明

現場説明等を希望される場合は、以下の問い合わせ先までご連絡ください。

9. 選考方法

本学が設置するネーミングライツ事業選定委員会において、応募資格、愛称等、応募の趣旨、ネーミングライツ料、契約期間等を基に総合的に判断し選考します。また、応募者が1者のみの場合も、ネーミングライツパートナーとしてふさわしいかどうかを判断します。

10. 選考結果の通知

選考結果は、すべての応募者に通知します。審査の結果、選考基準を満たす者がいない場合には、ネーミングライツパートナーを選考しないこととします。

11. 契約の締結

本学は、ネーミングライツパートナーの決定を通知した法人等と命名権の契約を締結します。正式に契約を締結した後、その法人等名、施設等の愛称等、命名権料、契約期間等を公表します。ただし、命名権料については、ネーミングライツパートナーが非公開を希望した場合、非公開とすることもあります。

12. ネーミングライツ料の納入

原則、本学が発行する請求書で指定された期日までに、年度ごとに一括で納入することになります。ただし、初年度分については協議のうえ、決定します。

13. リスクの分散

設置したサイン等により第三者に損害が生じた場合や、愛称等が第三者の商標権を侵害した場合等、設定した愛称等に関する一切の責任及び負担は、ネーミングライツパートナーが負うこととします。

14. 契約の解除

ネーミングライツパートナーが以下に該当するとき、ネーミングライツパートナーの決定を取消し、又は契約を解除することができます。この場合、契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツパートナーの負担とし、既納のネーミングライツ料は、原則、返還しないものとします。

- ① 指定の期日までにネーミングライツ料を納入しなかったとき。
- ② 法令、本学の規程等に違反し、又はそのおそれがあるとき。
- ③ 社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
- ④ ネーミングライツパートナーより契約解除の申出があったとき。
- ⑤ その他学長がネーミングライツパートナーの決定の取消し又は契約の解除が必要であると認めるとき。

※⑤により契約を解除する場合は、ネーミングライツ料の返還についてネーミングライツパートナーと協議するものとします。

15. その他留意事項

- ① 申込みに要する経費等は、すべて申込者の負担とします。
- ② 提出された書類は返還しません。
- ③ 提出された書類は必要に応じ複写します。
- ④ 提出された書類は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）等の法定の規定又は捜査機関の開示要請に基づき開示する場合があります。

16. 問い合わせ先

三重大学 財務部 財務企画チーム 総務・監査担当

TEL : 059-231-9282

FAX : 059-231-9025

メール : naming-rights@ab.mie-u.ac.jp

(別紙1)

令和 年 月 日

三重大学長 殿

申込者
名 称
代表者
住 所

ネーミングライツ事業申込書

三重大学におけるネーミングライツ事業に、関係書類を添えて以下のとおり応募します。

分 類	<input type="checkbox"/> 施設指定型	<input type="checkbox"/> スペース指定型	<input type="checkbox"/> 提案広告型
施設等名 (室名、箇所等)			
応募の趣旨			
愛称等の案 (提案広告型は省略)	※デザイン等は別途添付		
愛称等の理由 (提案広告型は省略)			
希望ネーミングライツ料	円(年額/税別)		
希望期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで		
連絡先	担当者氏名		
	電話		
	F A X		
	E-mail		

(関係書類)

- (1) 法人等の概要を記載した書類 (会社概要など)
- (2) 定款、寄附行為その他これに類する書類
- (3) 法人の登記事項証明書 (発行3ヶ月以内のもの)
- (4) 直近3事業年度分の決算報告書 (貸借対照表及び損益計算書) 及び事業報告書
- (5) 国税、地方税等を滞納していないことを証する書類 (納税証明書など)
- (6) その他公募要領において必要とする書類 (デザイン及び配置がわかる書類等)